

## 中海スポーツパーク魅力向上検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 中海スポーツパークの魅力向上に向け、周辺エリアを含めた一体的な利活用が推進されるよう、中海スポーツパーク魅力向上検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中海スポーツパークおよび周辺エリアの一体的な利活用への意見に関すること
- (2) エリアのコンセプトの策定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員は、10名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ関係者
- (3) 経済関係者
- (4) 子育て関係者
- (5) 一般公募

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は検討会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催等)

第6条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 検討会議は原則として公開する。ただし、検討会議の審議内容が松江市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は検討会議を公開することで適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、政策部地域政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。